議会運営委員会記録

1. 期日 令和3年7月15日(木)

開会 11 時 00 分 閉会 11 時 35 分

2. 場所 議場 (議事堂)

3. 議題

- ①二宮町議会傍聴規則の一部改正について
- ②二宮町議会運営の先例及び確認事項の一部改正について
- ③二宮町議会インターネット配信について
- 4. 出席者 小笠原委員長、杉崎副委員長、二宮委員、羽根委員、松﨑委員、渡辺委員、

前田委員、一石委員、善波議長

事務局 二見事務局長、黒石庶務課長

傍聴議員 2名

一般傍聴者 0名

5. 経過

議長あいさつ

委員長

露木委員が6月30日付で退職したので、この委員会は各常任委員会から4人ずつ入れているというものであるので、それに沿って、教育福祉常任委員会から羽根議員が露木委員の代わりに今日から委員として、参加してもらう。

① 二宮町議会傍聴規則の一部改正について

委員長

議題に移る。①二宮町議会傍聴規則の一部改正についてである。 改正前は第1条から第10条までありましたが、大幅に改定して いる。改正後の条文を読む。趣旨、第1条この規則は、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍 聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。傍聴席の区分、 第2条傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。傍聴人の定 員、第3条一般席の定員は、26人とする。ただし、議長が特に 必要と認めた時はこの限りではない。傍聴の手続、第4条会議を 傍聴しようとする者は、直接本人が所定の場所で自己の住所及び 氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。2議長は、必要 があると認めるときは、傍聴人員を制限することができる。この 場合は、別記様式の傍聴券を発行することができる。3団体で会 議を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者は、傍聴希 望日の前日までに議長に申し出なければならない。議場への入場 禁止、第5条傍聴人は、議場に入ることができない。傍聴人の守 るべきこと、第6条傍聴人は、傍聴席においては、静粛を旨とし、 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴者 の迷惑となる行為をしてはならない。写真、映画等の撮影及び録

音等の手続、第7条傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしようとする場合は、所定の用紙をもって議長の許可を得るものとする。担当職員の指示、第8条傍聴人は、すべて担当職員の指示に従わなければならない。違反に対する措置、第9条傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させるものとする。以上である。これについて、意見はあるか。

(意見なし)

半年間調査研究会の中で何度も意見交換しながら、そしてまた 全協でも提案し、分かりづらい所を委員以外の皆様にもご質問を いただきまして、それを受けて検討して、このような形に至った。 それでは、二宮町議会傍聴規則の一部改正(案)の案を取って、 これに沿って9月議会から実施するということでよいか。

(異議なし)

② 二宮町議会運営の先例及び確認事項の一部改正について

委員長

二宮町議会運営の先例及び確認事項の「第6章発言」について、を資料として配った。これは、1つの例として、前議運の中で検討してきたものである。一般質問及び総括質疑の通告前に担当部署と趣旨確認を行うことという一文を先例確認事項に入れたいと考えて皆様に提案している。

これについて、この前の勉強会でも色々議論を行ったが、正式 な委員会でも議論を行いたいので、意見がある方は挙手をお願 いする。

松﨑

趣旨確認ということだが、質問というのは、議員固有の権利と議員必携にも示されている。これは議会制民主主義の仕組み、特に町議会選挙において、有権者は候補者個人に票を投じる仕組みであることから、議会でも委員会でもなく、議員固有の権利と位置付けられることは、極めて真っ当なことで、議員に与えられた特権を妨げるような行為や仕組みというのは、許されないものと理解している。私は検閲のような仕組みという表現を使っているのだが、こういったことを導入することは、あってはならないことだという風に考えている。ましてや、委員会の側からそれを提案することは、本末転倒ではないか。議員必携の当該箇所をよく読んでいただいて、議会制民主主義の仕組みに鑑み、この記述が的を得ていることを理解して欲しいと思っている。従って、通告前の趣旨確認については、反対である。

渡辺

私は、一般質問及び総括質疑の通告書提出前には、町民に分かりやすい質疑が出来るように、趣旨の確認を皆さんしているという理解である。だから、内容そのものについては、問題な

いと思っている。ただ、ここに書くということに関して、当初は戸惑いもあったが、こういう形で残しておいた方が、今後の議会運営上も、それから執行者との対応という面でも、意義があるということで、理解をしたので、これについては賛成致するが、運用上、先程松﨑委員から指摘があったが、この事前の趣旨確認が質問に対する圧力になったりしないように、運用上は気を付けていかなければいけないということを、申し添えておく。

一石

この議論を何回かしてきて、議会は議員が色々なことを問い ただし、行政もやっていることを説明するということで、やは り、双方の意見交換が必要で、趣旨確認は当然であろうと思っ ていたので、このような文言を入れてもいいと思っていた。し かし、反対意見があって、その反対意見がずっと変わらない。 ということは、このような文言を作っても、状況が良くなると は思えない。日本の政治とか議会とかがどのような効果をあげ ているかを考えると、良くないと思っている。政治がうまくい っている国というのは、行政と議会、町民との信頼関係がある。 今回、私たちの委員会は傍聴規則をより緩和して、本当に性善 説、町民を信頼するというスタンスで作っているので、私たち も言ってみれば、北風と太陽のように、北風で締め付けるので はなくて、やはり信頼関係を作るような方向性が必要だと思い まして、先程の勉強会で私はその方向がいいなと。文言は置か ない方が、議会と行政の信頼関係を結ぶのに役立つのではない か、今までの議論は無駄ではなくて、それが進むのに役立つの ではないかと思う。だから、この文言を入れるのには反対する。

副委員長

今、一石議員が言ったのは真逆である。これを入れることによって、信頼関係が増すということと、これを入れないことになってしまった時の事態を皆さんよく考えて欲しい。本当に悲しい。2年前まではそんな議論はなかった。それで、先程申し上げた通り、今の議員は出来たからいいではなくて、次回の選挙、次々回の選挙、未来に渡って新人の議員は必ず現れる。そのためにもこの文言は入れておいた方がいいということである。

二宮

今まで当たり前にやっていたことが、今回言葉になったということで、ずっと残るし、どこに書いてあるのかと質問されたときに、ここにきちんとあるという説明も出来るということ。この通告確認票の内容を見ますと、普通にやっていることが羅列されていることだと理解した。だから、将来のために、通告内容を趣旨確認するということを、改めて文字で置いておくというのは、いいかなと理解した。

羽根

趣旨確認を入れるかどうかの議論の時に、私はいなかったので、まだ私の中での理解が進んでない中ではある。ここに入れ

ることが、何か必ずいい方向に向かうのかといわれると、色々な疑問がまだ残ると思うし、別の案も出てきていることだし、また他の形で今の課題を解決する方法はないのかなと。今まで十分皆様議論してきたのだとは思うが、まだもう少し議論をしたいというのが、私の意見なので、今この場でこれを入れますというところに賛成するかと言われると、今は出来ないというところである。

前田

私は当然当たり前のことのようにやってきたことだが、この辺で文章化し、明確にしておいた方がいいのではないかと思っている。この趣旨確認という言葉自体が議会用語であると認識している。担当部署にとっても、この議員はこういう趣旨で、こういう質問をされるなということを認識されるだけでも、先に進むのではないかと思うので、記載した方がよいと思う。

委員長

皆様から意見いただいたが、一石議員の入れない方が役立つという意味合いが分かりづらい。行政側は入れて欲しいという願いが強くあるようである。局長が皆さんの通告を整理して、政策会議に持っていくにあたっても、きちんと打ち合わせがしてあるという安心感の元に提案できるということは大きいようだが、それに対して、先例確認事項に入れないというのが、行政と議会の役に立つというのが、議会側としてそういう思いがあるというのは分かるが、執行者側は先例確認事項にした方が有難いという状況になっているが、どうか。

一石

先ほど、議会事務局長から丁寧な説明をしてもらった。それは、とても心ある言葉で、納得する議員が多いと思うが、これを書かない理由というのは、やはりこういうことを書かれることで、自分たちが縛られているということを感じる、ある意味反発を感じている。そういうような文言を入れるというのはさらに反発が強まるのではないか。むしろ、先ほど議会事務局長が言われたように、やはり人間らしく言葉で話していくということが大事ではないか。先例確認事項は大枠のところであって、細かい準備を行うために、趣旨確認を行うというのは、ちょっと項目としても細かいのかなと感じる。信頼関係というのは、議員の行動を決めるというところで、良くなっていくというのは、この議論で感じたところである。

委員長

今、一石議員は、それぞれの議員の動きとかを含めて考えを 述べたと思うが、一石議員はこの文言が入る、入らないによっ て、一般質問する時はどうか。

一石

何も変わらない。

委員長

そうですよね。

局長

この内容について、議会運営委員会で決めるということ、これは決定である。これからの流れの中で考えると、本日決まった内容が先例確認事項として、明記されるという形になる。ですから、一般質問及び総括質疑通告書提出前に担当部署と趣旨確認を行うこと。その下に(令和3年7月15日議会運営委員会)ということで、先例確認事項には明記される。

議長

一般質問というのは、権利であることは事実だが、逆に一般質問を毎回やるという必要性もない。何か課題があった時に一般質問をする。そうすると、執行者と意見交換をしておいた方が、良い回答を得られる。それで一般質問の意義が出てくるし、町民に分かりやすい質疑になる。そういう点ではここは重要なところなので、明記しておいた方が良いと思う。

委員長

入れない方がいいという意見もありましたが、入れた方がよりスムーズに運営が出来るという意見が多数を占めている。そこで、議運としては先例確認事項に1行入れておくと決定する。

③ 二宮町議会インターネット配信について

委員長

二宮町インターネット配信について、3人の特別チームを作って、検討していたものが、運営要綱と免責事項になっている。そのメンバーは渡辺委員と野地議員、露木元議員である。今、ここに渡辺委員がいるので、運営要綱と免責事項について、改めて説明をお願いする。

渡辺

ポイントについて説明をする。インターネット運営要綱の素 案についてである。これは委員長から説明があったように、離 職した露木元議員、野地議員と私の3名で委嘱を受け、各自治 体、各議会でどのようなインターネット配信がされているか調 べて作った案である。現在湘南ケーブルネットの方で中継をし ていて、そちらの中継の画像を使う。それから、データ変換の 方も外部の方で行う。そういう流れを想定した要綱になってい る。まず第2条の配信内容についてだが、これについては、SCN が流すのに必要な編集を加えたということで、湘南ケーブルネ ットが撮影した内容を編集したものという定義になっている。 それから、第3条配信及び削除について。YouTube の保存容量 を超えた時には、当然配信が出来ない。それから配信開始だが、 これは湘南ケーブルネットでの中継が終わってすぐは配信出 来ない。データの変換が必要ということで、大体1週間ぐらい の作業日が必要だということになっている。それから、離職後、 本人から希望があったときは、配信をやめる、削除をするとい うことになりますが、先程、調査研究会の中では、一般質問の みかというご指摘もありましたので、このことについては、運 用上検討が必要かと思われる。それから後、議長が特別な場合

と認めた時ということで、これも一応例外規定を考えている。 それから、配信の停止だが、不測の事態が起こり、誹謗中傷が あった場合、その他議長が特別な理由があると認めた時には配 信を中止する。各自治体、各議会では正式の議事録ができた時 点で配信を停止している場合もあるので、引き続き検討を要す るかと思う。発言の訂正および削除だが、YouTube で流すが、 途中で訂正や取り消しが必要な場合は YouTube サイトのタイトル欄に必要な表示を行う。免責事項についてだが、重要な点 は、映像は二宮町議会の公式の記録ではない点である。議場で のやり取りを直接見ていただく、感じていただくという点で配 信を考えるが、あくまでも公式記録は議事録である。YouTube に接続して見てもらうので、それに関連して様々なことが起こ るが、そのところについては視聴される人の責任で見てもらう。

委員長

この二つの素案は12月25日付でたたき台としてできており、皆様の目に留まってきたものである。このYouTube配信は予算が少なければできないことで、これから町の執行者とやり取りの中で執行者側から運営していくルールをきちんと決めてほしいとのことだったので、これを提出しないと次の段階に進んでいかない。ぜひ、この今日の委員会で二宮町議会インターネット配信要綱と配信における免責事項を執行者側に提示して次の段階に進んでいきたいと思っている。それにあたり、この二つの要綱と免責事項について何か質問あるか。

議長

配信及び削除の(1)のところだが、YouTubeの保存許容量を越えた時とあるが、これは日数とかで決められないのか。

渡辺

この点は、保存許容量は実際には制限がないと今のところ考えている。現時点では、無期限に削除しない限り、配信が続くという理解である。

委員長

他にあるか。手元のインターネット配信要綱の素案については附則として令和 3 年で少し早めに施行することを考えて違う日付がここに入っているが、日にちは決まった時点で入れていきたいと思うがよいか。予算がつかないと、この要綱もできないので、あくまでも案であるので、この日付は取り外していただくということで理解して欲しい。

渡辺

4条の項が、1、2、4条になっているが。

委員長

それは後で。それでは二宮町議会インターネット配信運営 要綱と二宮町議会本会議 YouTube 配信における免責事項につ いては提出した文章をもって町に提案していくことを決した。

4 その他

委員長

④のその他だが、議運に対して今後の動きをこういうものを 共に学んで改革したいとか提案があるか。

一石

傍聴規則の確認事項も町民から見たら近いことではあるが、町民が今議会に対して考えていることや期待とかに答える大きな回答ではないと思っている。すごく大変な時代になったわけで市町村としては大きくはない、町の議会のあり方をここで検討していくべきだと思うがいかがか。

杉崎

それはここではない。

一石

それでは別でする。

委員長

一石委員からこういう大変な時代なので議会がしっかり機能していくために皆で話し合いたいということだったが、それについて全協で提案していただき、共に議論していきたいと思う。

松﨑

今回の議論に続き、町民のためという言葉が出てきた。町 民の付託を得て、選挙というプロセスを経て、ものを言って いるのは議員である。職員ではなく議員である。その自覚が 足りないと思わせることが非常に多かった。町民の付託を経 て、ものを言っているのは私たち議員であるという自覚をも う少し持った方がよいのではないか。

委員長

今の発言はもっともである。それも全協の中で、全議員で 共にやっていければと思う。議会を運営していく中で、そう 感じられる運営をしてほしいという意見だったと思う。それ はそのように受け止めさせていただく。他になければ議会運 営委員会を閉会する。

閉会 11 時 35 分